

山口県報

令和5年
12月8日
(金曜日)

目次

- 告示
解除予定保安林(萩市) (森林整備課) 一
- 保安林予定森林(萩市) (森林整備課) 一
- 公告
開発行為に関する工事の完了(建築指導課) 一
- 労委公告
山口県労働委員会のおっせん員候補者 二



山口県告示第三百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和五年十二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所
萩市大字佐々並字大切一二五一六の一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和五年十二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
萩市大字椿字河内一六七四の一、一六七六、一七八〇、一七八一、一二六二〇、字浴口一〇六〇五、一〇六〇六、一〇六〇八、一〇六一〇、一〇六一一、一〇六一二の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)



(三二九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和五年十二月八日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 工区に含まれる地域の名称
下松市大字東豊井字宮ノ洲浜、字宮浦及び字宮ノ洲（二工区及び三工区）
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号
株式会社日立ハイテク

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市せせらぎ町一丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島市中区小町一番二五号
積水ハウス不動産中国四国株式会社



公 告

山口県労働委員会のおっせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく令和五年十一月二十二日現在の山口県労働委員会のおっせん員候補者は、次のとおりです。

令和五年十二月八日

山口県労働委員会会長 近本 佐知子

氏 名 略 歴

近本佐知子 山口県労働委員会公益委員
弁護士

有田 謙司 山口県労働委員会公益委員
西南学院大学法学部教授

通山 和史 山口県労働委員会公益委員
弁護士

中村美紀子 山口県労働委員会公益委員
山口大学経済学部教授

濱崎 大輔 山口県労働委員会公益委員
弁護士

- 伊藤 正則 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会会長
- 徳野 啓範 山口県労働委員会労働者委員
日本基幹産業労働組合連合会山口県本部委員長
- 中元 直樹 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会事務局局長
- 長山 文字 山口県労働委員会労働者委員
U Aゼンセン山口県支部支部長
- 森本 正宏 山口県労働委員会労働者委員
全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
- 阿野 徹生 山口県労働委員会使用者委員
山口県経営者協会専務理事
- 岡藤智加子 山口県労働委員会使用者委員
株式会社岡藤組代表取締役社長
- 田村 充正 山口県労働委員会使用者委員
萩ブランド協同組合理事長
- 中田 敏宏 山口県労働委員会使用者委員
株式会社宇部興産総合サービス顧問
- 西木 央 山口県労働委員会使用者委員
株式会社トクヤマシニアアドバイザー
- 榎本 康仁 前山口県労働委員会労働者委員
前山口県労働委員会使用者委員
- 久戸瀬泰司 前山口県労働委員会使用者委員
山口県労働委員会事務局局長
- 原田 和生 山口県労働委員会事務局局長
- 山本 正喜 山口県労働委員会事務局次長

令和五年十二月八日印刷
令和五年十二月八日発行

発行所

山口県知事